

舞鶴工業高等専門学校後援会会則

(名称)

第1条 本会は舞鶴工業高等専門学校後援会と称する。

(所在地)

第2条 本会を次の所在地に置く。

京都府舞鶴市宇白屋234番地

(目的及び事業)

第3条 本会は、舞鶴工業高等専門学校の教育事業を助成し、同校の使命達成に必要な協力を行うとともに、会員と学校の協調を図ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 学生の厚生補導事業の助成
- (2) 学生の学習及び課外活動の援助
- (3) 進路指導事業の助成
- (4) 学生の生活環境の整備
- (5) 学校と家庭との連絡
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(支部)

第5条 本会に第3条の事業を円滑に行うため、若干の支部を置く。

(組織)

第6条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 正 会 員 舞鶴工業高等専門学校に在学する学生の保護者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する法人又は個人
- (3) 舞鶴工業高等専門学校学生課長（以下「学生課長」と称する。）

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	2 名
理 事	若干名
監 査	2 名
会 計	1 名

2 前項の理事を除く役員は、他の役員を兼ねることはできない。

(顧問)

第8条 本会に顧問及び幹事若干名をおくことができる

(任務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、年間事業計画、予算、決算、その他本会の重要案件を審議する。
- 4 監査は、本会の会計を監査する。
- 5 幹事は、会務を処理する。
- 6 顧問は、会長の諮問に応ずる。

(選出)

第10条 会長、副会長及び監査は、総会において正会員のうちからこれを選出する。

- 2 理事は、正会員のうち、各支部より推薦を受けた者を会長がこれを委嘱する。
- 3 幹事は、会長がこれを委嘱する。
- 4 顧問は、本会の功労者を総会の承認を経て、会長がこれを委嘱する。

(任期)

第11条 役員の任期は、1年とする。

- 2 欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は任期満了となっても後任者が決定するまでは、その職務を執行しなければならない。

(会議)

第12条 会議は、総会及び役員会とする。

第13条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

- 2 総会は会長が招集し、議長には副会長の1名が当たる。
- 3 総会は、次の事項を審議決定する。
 - (1) 事業計画及び事業報告に関すること
 - (2) 予算及び決算に関すること
 - (3) 役員及び顧問の選出に関すること
 - (4) 会則の改廃に関すること
 - (5) その他必要な事項

4 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

第 14 条 役員会は、会長が必要と認めたとき、これを開催する。

2 役員会は、総会に提出する議案、支部に関する事項及び本会の運営に関係する具体案を審議決定する。

3 緊急の際は、役員会をもって総会にかえることができる。ただし、この場合は総会の事後承認を得なければならない。

4 役員会の招集及び議決については、前条第 2 項及び第 4 項の規定を準用する。

(経費及び会費)

第 15 条 本会の運営に要する経費は、入会金、会費及び寄付金等をもってこれに充てる。

第 16 条 正会員は、入会金として 10,000 円を入会の際(入学時)に納入するものとする。ただし、舞鶴工業高等専門学校本科を卒業後、専攻科に入学した場合は、これを免除するものとする。

第 17 条 正会員は、会費として在學生 1 人につき年額 23,000 円を、2 期に分けて 11,500 円ずつ納入するものとする。ただし、在學生が当該納期の全期間にわたり休学する場合は、その期分の半額を免除する。

2 やむを得ない理由がある場合は、会長の承認を得て会費の全額または一部を免除することができる。

第 18 条 賛助会員の会費は、1 口年額 2,000 円として、1 口以上を随時納入するものとする。

第 18 条の 2 弔慰金に関する基準は次のとおりとする。

(1) 正会員及び正会員の配偶者は 10,000 円とする。

(2) 在學生は 10,000 円とする。

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、3 月 31 日に終わる。

第 19 条の 2 会計管理者は、本会の現金及び預金を管理し、出納事務を行う。会計管理者には学生課長を充てる。

(事務所)

第 20 条 本会に会務を処理するため事務所を置く。

附 則

この会則は、昭和 40 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 43 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 43 年 7 月 13 日から施行し、昭和 43 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 47 年 7 月 26 日から施行し、昭和 47 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、昭和 48 年 4 月 10 日から施行し、昭和 48 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、昭和 52 年 4 月 9 日から施行し、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この会則は、昭和 53 年 4 月 8 日から施行する。

附 則

1 この会則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。
2 昭和 58 年 3 月 31 日に在学する学生に係わる正会員の会費の額及び特別事業費は、改正後の第 15 条第 2 項及び第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この会則は、昭和 61 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 7 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 13 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 25 年 4 月 4 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 28 年 12 月 3 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 29 年 2 月 25 日から施行する。